

第18回 天王町・昭和町・飯田川町合併協議会

1. 日 時 平成16年12月20日(月)午後2時～3時05分
2. 場 所 飯田川町公民館
3. 出席した委員等
- | | | | | | |
|-------|---------|---------|---------|--|--|
| 会 長 | 石 川 光 男 | | | | |
| 第1号委員 | 小 玉 久 男 | | | | |
| 第2号委員 | 後 藤 一 志 | 堀 井 克 見 | 千 田 正 英 | | |
| | 赤 平 末次郎 | 小 林 友 明 | 大 澤 一 義 | | |
| | 門 間 英 也 | 佐 藤 正 信 | 伊 藤 栄 悦 | | |
| 第3号委員 | 佐々木 吉 男 | 三 浦 トシ子 | 鈴 木 久米雄 | | |
| | 館 岡 哲 | 淡 路 徹 | 南 都 武 男 | | |
| | 伊 藤 義 弘 | 小 玉 喜久子 | 鈴 木 政 亞 | | |
4. 欠席した委員
- | | | | | | |
|-------|---------|--|--|--|--|
| 第1号委員 | 千 田 鐵太郎 | | | | |
| 第4号委員 | 三 浦 貞 一 | | | | |
5. 出席した幹事等
- | | | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|--|--|
| 幹 事 長 | 佐々木 嘉 一 | | | | |
| 副 幹 事 長 | 渡 邊 毅 | 間 杉 作 朗 | | | |
| 幹 事 | 高 橋 利 雄 | 大 越 宏 | 鈴 木 司 | | |
| | 門 間 鋼 悦 | 伊 藤 賢 志 | | | |
| | 千 種 肇 | | | | |
| 教 育 長 | 保 坂 廣治郎 | 小 林 洋 | 菊 地 紘 | | |
| 専 門 部 会 長 | 児 玉 俊 幸 | 菅 原 徳 志 | | | |
| 事 務 局 | 幸 村 公 明 | 渡 辺 雅 人 | 菅 原 龍太郎 | | |
| | 村 山 久 尚 | 他6名 | | | |

6. 案 件

選 考

- ・ 潟上市市章について

報 告

- ・ 報告第19号 市町の廃置分合に関する知事決定及び総務大臣の告示について
- ・ 報告第20号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの具体的調整について
- ・ 報告第21号 事務組織及び機構の取扱いの具体的調整について
- ・ 報告第22号 保育園・幼稚園事業の取扱いの具体的調整について
- ・ 報告第23号 社会教育関係事業の取扱いの具体的調整について
- ・ 報告第24号 公共施設の名称について

協 議

- ・ 協議第73号 特別職の身分の取扱いの具体的調整について
- ・ 協議第74号 平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算(案)について

【協議内容】

司 会 (事務局長 幸村)

皆様、本日は大変お忙しい中ご出席を頂きまして、誠にありがとうございます。只今から、第1

8回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会を開会致します。

開会にあたりまして、会長であります石川天王町長から挨拶を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

皆様には、年末を控え大変お忙しい中ご出席を賜りましてありがとうございました。さて、先に県に合併申請を提出し、県から総務大臣へ届出の市町の廃置分合について、10月28日付で総務大臣による官報告示がありました。本日の報告事項としておりますが、これによって新市潟上市の設置が正式に決定致しました。合併協議会委員の皆様をはじめ、3町議会、町民各位のご理解とご支援に、改めて感謝を申し上げます。本日は、潟上市市章についてのほか、報告6件と、協議案件として特別職の身分の取扱いの具体的調整についてと、平成16年度補正予算についてを上程しております。市章の制定につきましては、先の17回合併協議会において市章デザインの募集要項を定め、10月1日から10月31日まで公募をいたしましたところ、多くの方々から応募がありました。この場をお借りし、衷心より厚く感謝申し上げます。本日はこれらの応募作品について、第1次選考としてデザインの専門機関に委託し5点を選考しておりますので、市章として採用する作品を選考して頂くものであります。現在、平成17年3月22日の新市潟上市誕生に向けて予算の編成作業をはじめとする、具体の様々な調整作業を進めている最中にあります。本協議会も会を重ねること18回となりました。これまでのご苦勞に感謝を申し上げますと共に、より協議の円滑な推進にご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

司 会（事務局長 幸村）

ここで、出席委員数の報告をさせていただきます。本日は19名の委員の皆様の出席を賜っております。規約第10条第1項の規定により、本会議が成立したことをご報告致します。なお、副会長であります千田昭和町長と、秋田地域振興局長であります三浦委員から欠席する旨のご連絡がありましたことをご報告致します。

また、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては会議録を作成するため録音をしております。発言の際は、必ずお手元のマイクを使って頂くようお願い申し上げます。それでは、会長から会議の進行をお願い致します。

会 長（石川天王町長）

直ちに、会議録署名委員の指名を致します。本日の会議録署名委員は、会議運営規程に基づき、飯田川町の鈴木政亞委員と飯田川町の小玉喜久子委員を指名致しますので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、潟上市市章についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

潟上市市章については、資料の1ページをお願い致します。市章については、10月1日から10月31日までの1ヶ月間、全国から公募致しまして、912人の方から1,356点の作品の応募を頂きました。詳しい応募結果は、ここに示しているとおりであります。これを事務局でとりまとめまして、第1次選考としてデザインの専門機関へ委託致しました。応募作品の中から5点まで絞って頂きました。この選考にあたっては、他の団体等との重複や登録商標との類似作品は採用できないということで、その確認調査も行いました。本日は、市章の最終選考として合併協議会において、候補作品5点の中から1点を選んで頂くものであります。採用作品1点については最優秀賞、残り4点については優秀賞となります。2ページであります。潟上市市章デザイン候補の5作品であります。デザインとその趣旨がありますが、順番にナンバーも付いています。このナンバーに

については、作品の受付順に並べたものでありまして、順位とは関係ありません。それでは、1次選考された5作品のデザインの趣旨を説明致します。

2ページの1番ですが、作品の趣旨は、「生き生き36000の夢づくり、一人ひとりが輝くひとと環境に優しい田園都市」、赤と緑で人を形どり、緑と青で優しい環境、総合的に「潟上市」の「上」を形どりデザインしました。ナンバー2の作品の趣旨であります。潟上市の「か」という文字に三つの町を表してみました。ナンバー3ですが、作品の趣旨は、潟上市の「か」の字を図案化したものです。豊かな田園風景を表し、緑の輝きが新市の発展、繁栄を意味します。ナンバー4でありあますが、作品の趣旨として、潟上市の「カ」をモチーフに、潟上市の美しい自然風景と実り、元気な潟上市とのびのびした市民の姿を表現しました。ナンバー5の作品の趣旨は、潟上市のイニシャル「潟」をモチーフに生き生きと輝く市民の姿をイメージしています。三町、ブルーの丸が一緒になって明日へ向かって力を合わせている様子をデザインしています。正面のホワイトボードには、応募作品と白黒表示にした場合のデザインを貼っております。本日は、候補作品5点の中から最終選考として、採用作品を1点、選考して頂きたいと思っております。以上で説明を終わらせて頂きます。

会 長（石川天王町長）

今説明がありましたけれども、本日の協議会で、先ほどご挨拶しましたけれども5つの候補の中からデザインの採用作品を決定して頂くものでありまして、はじめにこの決定方法などについてご発言があればお願いしたいのですけれども、なければ、事務局の考えている方法を発表してもよろしいですか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは事務局の方で説明して下さい。

説明者（事務局長 幸村）

それでは、決定方法の例ということで資料を配布してご説明したいと思います。配布する間、少しお待ち下さい。

それでは、配られたようすでにご説明致します。新市市章デザインの決定方法の例ということで、市章の決定方法については色々あると思いますが、例の1としては委員により協議検討し、全会一致により決定して頂くものであります。例の2としては、出席委員全員による投票により決定するものであります。投票による場合ですと、得票数により過半数で決定する場合や、最多得票数で決定する場合があります。過半数で決定する場合の方法ですと、協議会委員が1点を選定し、過半数を獲得した作品を決定するものであります。過半数の作品がない場合は、再度上位2候補による投票を行い決定するものであります。ただし、決選投票の結果、同数の場合は会長が決定するものであります。また、最多得票数で決定する方法では、最多得票数の作品をもって最終決定となりますが、同数の場合は会長が決定するものであります。参考と致しまして、下の方に枠囲いしておりますが、美郷町の事例であります。美郷町では委託された専門機関が選考した10点を協議会で5点まで絞込み、さらにその5点から投票により最終選考を行いました。同数の票を獲得した2点の決選投票で採用作品が決定しております。説明については以上でございます。

会 長（石川天王町長）

今、事務局より例1、例2、そして美郷町の例を説明しましたけれども、これでどのような決定方法かを皆様にお諮り頂きたいと思っております。どうですか。

伊藤委員（飯田川町）

例2による投票によってやった方がいいかと思います。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、飯田川の伊藤委員から、例の2の投票によってやった方がいいという意見が出ましたが、その他にはないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは出席委員全員による投票ということで決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、決定の方法としては出席委員全員による投票により決定したいと思います。

説明者（事務局長 幸村）

すみませんけれども、投票による場合に、過半数で決定と最多得数決定とがございますので、その辺を一つお願いします。

会 長（石川天王町長）

これはどうでしょうか。

伊藤委員（飯田川町）

過半数で。

会 長（石川天王町長）

過半数という意見ですが。それでは、最多得票というのはないのですね。

〔過半数との声〕

会 長（石川天王町長）

では過半数で決定するという事に決定致します。事務局で配布して下さい。会長は投票権がないのですよね。

説明者（事務局長 幸村）

会長の投票権がない形とある形がありますが、美郷町はある形で行っておりますけれども、前回の市の名前を決める時は委員全員ということで、会長は投票しなかった事例がございます。

会 長（石川天王町長）

どうすればいいでしょうか。では、前にも投票しなかったので今回も投票はしません。いいですね。

〔異議なしの声〕

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば事務局の方で準備を致しますので、若干のお時間を下さい。

〔投票用紙配布〕

説明者（事務局長 幸村）

只今、皆さまに投票用紙をお配り致しましたが、若干、事前にご確認致したい点がございまして、よろしくお願ひ致します。

投票用紙の記入にあたっては、各自その場でご記入して頂きますが、単記無記名としてお願い致します。資料の2ページに5つのデザイン、正面のホワイトボードの方にもございますが、5つのデザイン候補から1つを選んで番号を欄内にご記入下さい。投票箱は、只今準備しておりますが、

会長席の後の方に只今から設置致します。投票の順番については、天王町の後藤委員から順番に投票して頂きたいと存じます。ご協力をお願い致します。なお、最後の集計についてでございますが、白いボードに5つの候補のカラーコピーを貼り付けしておりますので、事務局でその前で開票作業を進めさせて頂きたいと思っております。本日の出席委員数は19人ですが、会長は委員ではありませんので、会長を除いて投票用紙をお配りしております。

それから、只今から投票用紙の記入の方をお願いしたいと思います。もし終わっていただければその後にしますけれども。皆様終わったでしょうか。

〔記入終了の声〕

説明者（事務局長 幸村）

そうすれば、投票に移る前に投票箱の確認をさせて頂きます。正面の方にありますけれども、それで異常ないということで蓋をしまして鍵を掛ける訳ですが、皆様見ている前ですので鍵は引っ掛けておくだけにさせて頂いて投票して頂きたいと思っております。ひとつよろしくお願い致します。

それでは準備の方が整いましたので投票の方をお願い致します。後藤委員から順番にお願い致します。

〔投票開始〕

説明者（事務局長 幸村）

皆様投票が終わったようですが、投票漏れの方はおりませんかでしょうか。

〔なしの声〕

説明者（事務局長 幸村）

なしということでございますのでこれから開票に移ります。事務局の方で正面で行いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

〔事務局で開票〕

説明者（事務局長 幸村）

それでは、只今の開票結果を番号順にご報告致します。1番は9票であります。2番は3票であります。3番は1票、4番が4票、5番が2票という結果となっております。そうすれば上位過半数となると、19名の過半数となりますと10人で10票となります。過半数に満たなかったということで、決選投票を只今から行いたいと思っております。上位2位までということで、1番の作品と4番の作品、この2つによる決選投票ということで、再度、投票用紙をお配り致しますのでもう一度ご記入をお願いしたいと思います。2回目の投票用紙については赤い投票用紙を使います。赤い投票用紙をそれぞれお配り致しますので先程と同じような習いでご記入の方をお願い致します。いずれ1番か4番のどちらかをご記入下さい。必ず1番か4番のどちらか一方の番号のみをご記入頂きたいと思っております。

〔投票用紙配布〕

説明者（事務局長 幸村）

皆様、ご記入は終わったでしょうか。終わっていただければ再度、決選投票ということで進めたいと思っております。そうすれば再度、投票は後藤委員の方から順番にお願い致します。

〔投票開始〕

説明者（事務局長 幸村）

皆様、投票が終わったようでございますが、投票もれの方はございませんか。なければこれから開票に移ります。再度、事務局の方で行いたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

〔事務局で開票〕

説明者（事務局長 幸村）

それでは開票結果をご報告致します。1番12票。4番7票。1番の12票が過半数を超えているということで、一番多いのが12票ということでご報告致します。

会 長（石川天王町長）

今、決選投票の結果、1番が12票ということで1番に決定してもよろしゅうございますか。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、全会一致で1番と決まりました。尚、事務局から少し説明があるそうです。

説明者（事務局長 幸村）

はい。只今、採用作品が決定されましたが、作品の応募者の住所、氏名をお知らせ致します。1番の採用作品となった方は、神奈川県相模原市の小山守様です。それから、優秀賞の4作品についてでございますが、2番の作品については飯田川町の淡路奈津美様。3番の作品であります。奈良県生駒市、田中真様。4番については福岡県福岡市西区、三好健一様。5番の作品ですが、福岡県福岡市中央区、大宝拓雄様。以上がこの5作品の名前となっております。再度申し上げますけれども、採用作品のデザインとなったのは神奈川県相模原市の小山守様ということでご報告させていただきます。この後の市章デザインの取扱いでございますが、市章デザインガイドの作成を専門機関に委託します。委託内容としては、デザインの補正並びに色表現等のデザインガイドの作成業務でありまして、出来上がり次第、市の旗や封筒などの準備を進め、合併時から使用できるようにしたいと考えております。なお、市章については、3月22日の合併日に告示致しまして、正式に市章が決定することとなっておりますのでご報告致します。以上です。

会 長（石川天王町長）

市章デザインの取扱いについては、只今ご報告したとおりでございます。

次に、議題（1）に入ります。報告第19号市町の廃置分合に関する知事決定及び総務大臣の告示についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

それでは3ページからとなります。報告第19号、市町の廃置分合に関する知事決定及び総務大臣の告示についてご報告致します。4ページをお願い致します。それぞれ、写しを載せてありますが、上の方は10月5日に秋田県知事の市町の廃置分合処分が決定されたものであります。下は10月28日に総務大臣による告示がなされ、官報にこのように掲載されました。この総務大臣告示により、法律に基づいた合併手続きがすべて完了致しました。以上です。

会 長（石川天王町長）

報告第19号については、只今説明したとおりであります。

次に、報告第20号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの具体的調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 菅原）

それでは5ページをお願い致します。報告第20号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いの具体的調整について次のとおり報告する。合併協定項目の確認事項は、（2）新市の選挙による委員の定数は16人とする。また、農業委員会等に関する法律第12条の規定による委員の定数は6人とする。（3）在任特例後、最初に行われる選挙は、農業委員会に旧町単位とする選挙区を設置

する。ただし、各選挙区の委員の定数は、平成16年3月31日確定した選挙人名簿登録者数により調整するとした具体的調整につきまして、6ページをお願い致します。1の選挙による委員の数についてでございますが、参考資料にありますように平成16年3月31日現在の選挙人数が、天王町が2,568人、昭和町が2,624人、飯田川町が1,540人の、合計6,732人です。それぞれの割合に比例致しまして、16人を案分致しますと天王町6名、昭和町6名、飯田川町4名となるものでございます。2の選任による委員についてでございますが、農業委員会等に関する法律の一部が改正され、平成16年11月1日より施行されております、土地改良区が推薦した理事又は組合員が1名追加されると共に、議会推薦が5名以内から4名以内に変更されております。選任による委員は6名とすることが確認されておりますので、内容は記載されているとおりとなるものでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

報告ですので終わりたいと思いますが、この後、関係土地改良区から協議をして頂いて、1名を選任して頂くということになります。

次に報告第21号、事務組織及び機構の取扱いの具体的調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

報告第21号、事務組織及び機構の取扱いの具体的調整についてであります。7ページをお願い致します。7ページの合併協定項目の確認内容としては、(1)の新市の事務組織・機構については、次の方針に従い整備するものとするとして、整備方針として5項目が確認されております。(2)では、合併時は3町の役場庁舎を分庁舎として有効活用し、行政機能の振り分けについては、次のとおりとする。 としては、旧天王町庁舎は総務、企画の各部門及び選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会を配置する。 旧昭和町庁舎は、福祉、産業、建設、水道の各部門及び議会、農業委員会を配置する。 旧飯田川町庁舎は、市民部門及び教育委員会を配置する。 各庁舎に住民がよく利用する窓口業務を行う「総合窓口センター」を設置するという事で、整備内容として4項目が確認されております。この確認内容に基づいて具体的調整、整備した新市の組織機構は、8ページのとおりであります。

8ページの新市行政組織機構図でご説明致します。新市行政組織機構の概要は、市長部局を5部14課、教育委員会を4課1事務局として整備しております。部署毎の概要であります。総務部は、総務課・税務課・収納課の3課としております。税の未納対策の強化を図るため収納課を設置しました。企画部であります。総合発展計画を財政的な裏づけのもと、より実効性のある計画とするためには企画と財政の連携が重要であることから、企画部に総合政策課と財政課を配置しております。市民生活部は、市民課・生活環境課・総合窓口センター・追分出張所を配置、総合窓口センターと追分出張所は、業務のほとんどが窓口業務であることから市民生活部の所管としました。総合窓口センターは、分庁方式により行政機能が分散されることを補うために設置するものであり、区域を定めず、どの庁舎でも同じようにサービスが受けられるように整備しております。また、国民健康保険、老人医療、福祉医療、国民年金は、手続き等を同時に行う場合が多く、関連があることから国保年金班として市民課に配置しました。飯田川の有線放送は、防災無線との連携を図り住民への情報提供をより充実させるため、生活環境課に配置しました。福祉保健部は、新たに設置される福祉事務所社会福祉課と高齢福祉課を配置しました。健康課は、既存の保健センターにそれぞれ保健師を配置、地域組織の強化や施設を有効活用できる体制としました。産業建設部は、産業

課、建設課、都市整備課、下水道課の4課とし、中でも都市整備課は新市の都市計画を推進するために配置し、また、上下水道の連携を強化する観点から産業建設部長が水道局長を兼務することとしました。教育委員会は、幼保の一体的な取り組みとして幼稚園・保育園の窓口を一元化するため、幼児教育課を配置しました。生涯学習を推進するため、各種事業の計画立案や文化財管理等を担当する生涯学習課を配置、既存の地区公民館の施設を有効活用するため、それぞれに職員を配置し事業を実施致します。また、各種事業の計画立案や体育施設を一元的に管理するスポーツ振興課を配置しました。平成19年に開催される秋田わか杉国体を所掌する国体事務局を配置しました。議会事務局は、事務局長を部長職とし、総務班と議事調査班を配置しました。選挙管理委員会事務局・監査委員事務局は、それぞれに専門職員を配置しました。

9ページからは天王庁舎、11ページからは昭和庁舎、13ページからは飯田川庁舎の主な取扱い事務を各部や担当課ごとに示してありますが、詳しい、内容については、3月頃に全戸配付予定の「新市のガイドブック」でご紹介してまいります。説明は、以上となっております。

会長（石川天王町長）

報告第21号については、只今説明したとおりであります。報告ではありますが、若干のご質問があればお答えしたいと思いますので、ありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会長（石川天王町長）

ないですか。それでは、この報告第21号についてはこれで終わります。

次に、報告第22号保育園・幼稚園事業の取扱いの具体的調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局補佐 菅原）

それでは15ページをお願い致します。報告第22号、保育園・幼稚園事業の取扱いの具体的調整について次のとおり報告する。合併協定項目の確認事項は、(1)保育料については、国の基準を原則に、合併時まで調整する。ただし、旧飯田川町地区に居住する5歳児の保育料は、平成17年度は全額、平成18年度は3分の2、平成19年度は3分の1減免した金額とする。(3)幼稚園使用料については、天王町の例による。ただし、旧飯田川町地区の幼稚園使用料については、幼保一体化を考慮し、保育料と同一とすると致しました具体的調整につきまして16ページをお願い致します。

平成17年の潟上市としての保育料につきましては、国の階層区分を潟上市において更に負担能力に応じ、階層を細分化し、負担しやすいように配慮しております。

17ページをお願い致します。17ページは、平成16年度の3町の保育料及び国の徴収基準額を記載しております。以上でございます。

会長（石川天王町長）

報告第22号については、只今説明したとおりでございます。

次に報告第23号、社会教育関係事業の取扱いの具体的調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局補佐 菅原）

それでは18ページをお願い致します。報告第23号、社会教育関係事業の取扱いの具体的調整について、次のとおり報告する。合併協定項目の確認内容は、(1)社会教育関係事業の取扱いについては、次のとおりとする。社会教育については、社会教育計画に基づき、住民の教育向上及び

生活文化の振興のために充実した環境を整備する。 図書館事業については、合併時まで調整するとした具体的調整内容につきまして、19ページをお願い致します。

現在の天王町立図書館を潟上市図書館とし、昭和町学習館、飯田川町公民館図書室、勤労青少年ホーム図書室を、それぞれ昭和町分館、飯田川分館、追分分館としての機能を持たせ運営致します。また、開館時間、休館日、貸出し期間、冊数、図書館協議会委員につきましては、具体的調整方法の右側に記載されているとおりでございます。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

報告第23号については、只今説明したとおりでございます。

次に、報告第24号公共施設の名称についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長補佐 村山）

20ページをお願い致します。報告第24号、公共施設の名称について。公共施設の名称について、別紙のとおり報告する。21ページをお願い致します。3町には様々な公共施設があり、名称の付け方も3町様々であります。新市発足に伴い、公共施設の名称変更が必要となることから、名称の付け方に統一性を持たせるため関係部会で調整を図りました。ここには、主な公共施設の名称を条例上付けられる名称と、現在、愛称等で使用されている名称をカッコ書きで記載しております。はじめに市役所の呼称ですが、先程事務組織及び機構の取扱いでも説明しましたが、3町の庁舎を分庁舎として活用することから、潟上市役所天王庁舎、潟上市役所昭和庁舎、潟上市役所飯田川庁舎、潟上市役所追分出張所としております。また、保育園、幼稚園、小学校、中学校については、潟上市立を使用することとしております。公民館、図書館、児童館、体育館などの職員の常駐する施設や、市外からの来訪者が多い施設については、「潟上市」を使用することとしております。各種公園、公園に付帯する体育施設等については、「潟上市」の冠をしないこととしております。以上で公共施設の名称についての報告を終わります。

会 長（石川天王町長）

報告第24号については、只今説明したとおりでございます。

次に協議に入ります。協議第73号、特別職の身分の取扱いの具体的な調整についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

協議第73号をご説明致します。24ページをお願い致します。特別職の身分の取扱いについては、合併協定項目番号10として第5回合併協議会において確認されておりまして、特別職の報酬については現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整することとしておりました。

25ページをお願い致します。 の報酬額調整の基本方針であります。3項目目ございまして、（1）は、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考にするものであります。（2）は、県内の類似団体と比較対照したものの、合併当初は財政状況が厳しいことが予想されることから、3町の現行の報酬額を基本に調整するものであります。（3）は、議会議員と農業委員会委員の報酬についてですが、在任特例の期間中は、3町の現行の報酬額を基本とし、特例期間終了後の報酬については、常勤の特別職を含め、新市の特別職報酬等審議会へ諮問するものであります。職名毎の調整についてであります。26ページにある主な特別職の報酬額の表も併せてご覧頂きたいと思っております。25ページの ですが、市長等の常勤の特別職の報酬についてであります。県内9市の平均額、人口3万人台の市の平均額を採用した場合、7万円又は8万円の増額となることから、基本方針の（2）のとおり3町の現行の報酬額を基本に調整しております。 議会議員及び農業委員会

委員については、在任特例期間中の報酬であります。県内9市の平均額、人口3万人台の市の平均額を採用した場合、相当な増額となることから、特例期間中は3町の現行の報酬額を基本に調整するものであります。特例期間が終了してからの報酬額については、新市の特別職報酬等審議会へ諮問することとしております。の選挙管理委員会委員と教育委員会委員については、県内9市の平均額、人口3万人台の市の平均額を採用した場合、相当な増額となることから、基本方針の(2)により調整することと致しました。また、選挙管理委員会の職務代理者及び教育委員会の職務代行者は、県内事例等を参考に委員と同額の報酬額としております。として監査委員の報酬については、県内9市の事例ではすべて月額報酬であり、天王町の例により調整することとしております。

の固定資産評価審査委員会委員の報酬については、県内9市の事例ではすべて日額報酬としており、昭和町の例により調整することとしております。

27ページからであります。27ページ、28ページについては、現行の報酬額及び類似団体の報酬額を参考に調整することから県内の市及び3町の報酬額を示しております。以上で説明を終わります。

会 長(石川天王町長)

特別職の報酬について、ご意見ご質問をお願いします。

鈴木委員(天王町)

天王町の鈴木であります。まず、この基本的な考え方の確認をしたいなと、こう思っております。今、説明があった訳ですが、まず(2)の合併当初の財政状況が厳しいという判断なり証言は適当だろうか、こう思う訳であります。希望的願望と申しますか、そんな所での表現なのかと思いますが、ここら辺はどうでしょうかということが一つであります。

それからこのは、市長、助役、収入役及び教育長の報酬であります。このとは若干ニュアンスが違うのかなと思えます。というのは、については設置選挙によって市長が決まる訳であります。そんな所からいきますと、すべからく現3町の一番高いところの報酬としております。それで、こういう表現からいくと、整合性の関係での事を申し上げますが、はいわゆる在任特例によつての議会議員と農業委員なのですが、在任特例によつてであります。ですからこの件に関してはこの後、在任特例が終わった時点で報酬等審議委員会を設けて検討すると、こういう表現をしている。任意に関してはそういう風な表現なのですが、は、今ここでこの表現をよしとすれば、向こう4年間なら4年間と決まるだろうと思えます。そんな所からいきますと、27ページ以降の資料を見ますと、すべからく3町の高い方の額に設定されておるようであります。その上には、人口3万人の市の平均という風なことで書かれています。この基本的な説明の中でも市の11番目にあると、そしてそれらからいきますと、については7万から8万位、財政の厳しい折という表現で3つの町村で高いところで、我慢するというのは変でしょうけれども、そういう表現をおる訳です。私は、まず第1点はその設置選挙によって選ばれるであろうについては、こういう考え方で良いのかなという疑問がまず第1点あります。そんなところと、とはまるっきり逆で、は現在の市の高いところをとっておられますから、とのこの原案に対する基本的な考え方というのは若干違うのかなという風に思っております。それからのことなのですが、これはまた県内事例を参考にしているという文言がある訳けれども、県内事例の参考ではなくてやはりこれもまた3町の報酬額を参考にしているということはこの文言はいかがなものかなと、こういう風に思えます。以上、とりあえずは私の疑問な点と自分の意見を申し上げます。

会 長（石川天王町長）

1 番目の（ 2 ）の、合併当初の新市の財政状況は厳しいことが予想されるということの文言についてであります。合併しても財政は厳しいこと。これは私ももちろんそう思っていますし、委員の皆様もそう思っていると思いますので、3 町の現行の報酬額を基本に調整したということであると思います。それと、市長、助役、収入役及び教育長の報酬については設置選挙だからいかがですかという考え。それから議会議員及び農業委員会委員の報酬については在任特例もあるから、との考え方が少し違うのではないかとということと、選挙管理委員会についても県内事例を参考にとこの文言がいかがかということでありまして、そういうご発言の趣旨だと思っておりますが間違いありませんね。それでは、この設置選挙、市長、助役、収入役というのは、例えばここに書いてありますが、市の例に倣うと相当額の 7 万から 8 万がアップするということですから、やはり今の現行どおりに低く抑えたということだと思っておりますし、議会議員についてもこれは A、B、C、D というようなやり方があるようですが、事務局で A は基準を上げるということと、2 番目はそのままにしておくということと、3 番目は調整するという、4 番目はいわゆる総報酬額について案分するという方法がありまして、その D の総報酬を議員の数字で割った案分額という方式をとっていますので、その件については事務局の方からもう少し詳しく説明させていただきますので。

説明者（事務局長 幸村）

先程 番、番の関係で説明不足が少しあったようですけれども、25 ページの（ 3 ）がありますけれども、この（ 3 ）のところを再度ご説明したいと思います。このところは、在任特例を適用する議会議員及び農業委員会委員の報酬については、特例期間中は 3 町の現行の報酬額を基本とし、特例期間終了後の報酬については、と、ここまでは議会議員も農業委員会も同じなのですが、特例期間終了後の報酬については、常勤の特別職を含め、併せて常勤の特別職という市長、助役、収入役、教育長ですけれども、この報酬額も新市における特別職報酬等審議会へお諮り致しまして、適正な額で望みたいというそういう意味を含めて、番の報酬額を（ 2 ）により調整するのですけれども（ 3 ）も関係があると、少し説明が短くてすみません。そういう意味あいでございます。それから、の選挙管理委員会委員及び教育委員会委員について、県内事例というのは金額ではありませんけれども、選挙管理委員会と言いますと職務代理者のこと、教育委員会と言いますと職務代行者のこと、代理者、代行者については県内事例に基づき委員と同額にしたいという、そういう内容でございます。それで、いいでしょうか。

会 長（石川天王町長）

鈴木さん、どうでしょうか。うなづいていますね。いいですね。

その他にご意見はないですか。

淡路委員（昭和町）

昭和の淡路です。今、天王の鈴木委員さんからご発言があったことに関連する件になりますが、先程の市長、助役、収入役及び教育長の報酬について、非常に調整を図った数字ということで、本日ご提案を頂いている訳ですが、住民としてはやはり新市になる以上は秋田市に隣接する市でもありますので、少なくとも人口 3 万人、新市の平均の報酬額位はやはり補償してやりたいものだというのが住民の意見であります。しかし、（ 2 ）の現状を踏まえたと、そういう状況にしていきたいけれども、現状としてはそういう状況ではないので、この基本方針の中にも盛り込めるものであれば、いわゆる設置選挙を行われる方のところに、いわゆる財政状況が厳しいことから 20% を削減して、健全財政になった時点で新市の市長及び助役、収入役、教育長はその報酬額を認めて

いくというくらいの、この場、協議会はやはりそういう表明を行っても然るべきではないのかなと。

にしましては、先程会長さんからご説明があった、いわゆる3町の総額を案分するという方向が一番今のところよろしいのではないのかなと思いますが、1点目についてぜひ基本方針の中でもっと明確に新市潟上市の市長、並びに助役、収入役、教育長は、そういった高いところを目指すのだと。しかし、そうでは今はやっていけないので、健全な財政指数になったときにいわゆる諮問委員会において報酬審議会等でその、今日話し合われることを実施するという方向では、そういう風な表現はいかがかと感じる訳であります。

会 長（石川天王町長）

今、淡路委員からは、そのような提言と申しますか発言がありましたが、もしその他にご意見がないようであれば、今の淡路委員の申し上げた意見をここに入れても私は差し支えないと思うのですが、どうでしょうか。

堀井委員（天王町）

天王町の堀井です。決して反論をする訳ではありませんが、一般論として申し上げたいと思います。今、お二方の住民代表の方々のご意見がありました。それで、私共は合併協というものは、この提案されたものが良いのか良くないのかと、イエスかノーかということの最終的な判断をする権限を頂いております。少なくとも新市に及んでからの、市長を初めとする三役あるいは議員等は、その時局において権限なりあるいは又権能を持っている方々が粛々とルールに従って決定をすればいいものであって、今からここで議論したことによってそれが反映されるという筋合いのものではありませんので、心情的には十分わかるけれども、そこら辺はやはり間違わないで、この会できちんと協議をしていくべきではなからうかなということ、私の意見として申し上げさせていただきます。以上です。

会 長（石川天王町長）

今、堀井さんからそのように意見を頂きまして、淡路さんの意見もこの現行の数字は認めますよというような形で、いわゆるその財政状況は厳しいのでそれは出来ないのだと。現行のとおりでいいのだということで、将来財政的な余裕があったらというものがありますが、一方堀井さんの方では、ここの場では良いか悪いかという調整案についてご意見を出しているのだということですが、淡路さんどうでしょうか。そのことをちゃんと議事録で残しておくということではいかがですか。

淡路委員（昭和町）

設置選挙が行われて、そこで任命を受ける市長が、いわゆる新市の健全財政の為にやはりそういう気概を持ってやって頂きたい。そうすれば細部にわたっても説得力があるのではないかと。議事録に残して頂けるのであれば、まあ、残して頂けると思い意見を述べさせて頂きました。

会 長（石川天王町長）

分かりました。その他にないでしょうか。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないようでございますので、この協議第73号については、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

〔異議なしの場合〕

会 長（石川天王町長）

それでは、決定致しました。

続いて協議第74号、平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算（案）についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

協議第74号をご説明致します。30ページをお願い致します。平成16年度天王町・昭和町・飯田川町合併協議会補正予算、第2号でございます。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,805千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19,628千円とするものであります。続いて33ページをお願い致します。上の方、2の歳入であります。1款負担金、1項負担金、1目の負担金をこの度3,450千円追加致しまして、12,450千円とするものであります。この内訳は、3町の負担金としてそれぞれ1,150円を追加するものであります。次に、3款繰越金、1項繰越金、1目の繰越金をこの度355千円追加致しまして、3,176千円とするものであります。これは、前年度繰越金の確定額3,176千円と同額にするものであります。次に歳出に関してありますが、2款事業費、1項事業推進費、1目の事業推進費であります。3,805千円を追加し11,391千円とするものであります。11節の需用費の内訳としては、消耗品として183千円を追加、これは懸垂幕を作成するものでありまして、3月22日の新市発足を周知するために、3庁舎に懸垂幕を1枚ずつ設置するものであります。印刷製本費は3,622千円の追加であります。この内訳は、新市ガイドブックの印刷として3,900千円の追加、また、協議会だよりの印刷費を契約差額として278千円減額するものであります。このガイドブックと協議会だよりの差引分の3,622千円を印刷製本費として補正するというものであります。新市ガイドブックは、新市の組織や各種手続きなどを冊子にまとめ、全世帯に配付するものであります。以上です。

会 長（石川天王町長）

補正予算について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

〔なしの声〕

会 長（石川天王町長）

ないですか。それでは協議第74号の補正予算については、原案のとおり決定してもよろしゅうございますね。

〔異議なしの声〕

会 長（石川天王町長）

それでは、決定致しました。

続いて、次回開催日についてを議題と致します。事務局の説明を求めます。

説明者（事務局長 幸村）

次回開催日についてであります。第19回合併協議会の開催日については、2月中旬に昭和町農村環境改善センターにおいて開催致します。日程についてはまだ未定でございます。その日取りが決まり次第ご連絡したいと思いますので、2月中旬、次回開催ということによりよろしくお願い致します。以上でございます。

会 長（石川天王町長）

そのようでございます。予定された次第は終わりました。これをもって、本日は終了致したいと思います。委員の皆様におかれましてはよい年をお迎え下さるようご祈念申し上げ、今日の会議を閉会致します。ご苦労様でした。